**業務実施契約書**

１　業務名称： ●●●国○○○○○○○○○*（第●期）*

２　業務実施地： ●●●国

３　履行期間： （西暦で記入）年　　　月　　　日から

（西暦で記入）年　　　月　　　日まで

４　契約金額： 　　　　　　　　円

（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　　円）

*【事業実施・支援業務の場合[[1]](#footnote-2)】*

*（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　０円）*

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）　と受注者名〔組織名〕[[2]](#footnote-3)を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第１条　本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ発注者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

（１）業務実施契約約款（*調査業務or事業実施・支援業務*）（以下「約款」という。）

（２）附属書Ⅰ「共通仕様書」

（３）附属書Ⅱ「特記仕様書」

（４）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」[[3]](#footnote-4)

（監督職員）

第２条　約款第６条に定める監督職員は以下の職位にある者とする。

（１）監督職員　　：*（　　　部　　　課の課長又は　　　事務所の次長）*

（約款の一部変更適用）

第３条　本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、当該約款の規定によらず、次のとおり変更して適用する。

*【約款変更の追加：「※」に該当する契約は、（１）以降の記載を追加します。該当しない場合は、上記第3条を削除します。】*

*※「QCBS－ランプサム型」を適用し、****実費精算を含む契約の場合****。*

|  |
| --- |
| 1. *約款第14条（契約金額の精算）* 2. *第3項中「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。* 3. *第4項を「発注者は、第2項の精算報告書及び第3項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、精算報告書により報告された精算金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。」に改める。* 4. *第5項を削除する。* 5. *約款第15条（支払）* 6. *第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおりとする。* 7. *請求金額*   *請求金額については、契約金額内訳書に定められた金額をもって確定する。*   1. *実費精算金額の扱い*   *前号の規定にかかわらず、直接経費のうち、契約金額内訳書にて実費精算金額に計上した費目については、発注者は、受注者が提出した証拠書類に基づき検査し、発注者が支払うべき額を確定する。*   1. *第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。* |

*※「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****実費精算を含む契約の場合***

|  |
| --- |
| *（１）約款第14条（契約金額の精算）*   * 1. *第2項中「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。*   2. *第3項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。*   3. *第4項を「発注者は、第2項の経費報告書及び第3項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、経費報告書により報告された額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。」に改める。*   4. *第5項を削除する。*   *（２）約款第15条（支払）*   1. *第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおりとする。* 2. *請求金額*   *請求金額については、契約金額内訳書に定められた金額をもって確定する。*   1. *実費精算金額の扱い*   *前号の規定にかかわらず、直接経費のうち、契約金額内訳書にて実費精算金額に計上した費目については、発注者は、受注者が提出した証拠書類に基づき検査し、発注者が支払うべき額を確定する。*   1. *第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。*   *（３）約款第22条の2 （重大な不正行為に係る違約金）*  *第1項第6号中「第14条に定める精算報告」を「第14条に定める経費報告」に変更する。* |

* *「QCBS－ランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****ランプサム金額のみの契約の場合****（契約書の構成から附属書Ⅲ契約金額内訳書を削除、精算報告書の提出不要）。*

|  |
| --- |
| *（１）約款第6条（監督職員）第2項5号を削除する。*  *（２）約款第14条（契約金額の精算）を削除する。*  *（３）約款第15条（支払）*  *第1項中「受注者は、第13条第2項に定める検査の結果について合格通知を受け、かつ前条第5項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。」を*  *「受注者は、第13条第2項に定める検査の結果について合格通知を受けたときは、発注者に契約金額（以下「確定金額」という。）の支払を請求することができる」に変更する。*  *（４）約款第22条の2（重大な不正行為に係る違約金）第1項第6号を削除する。* |

*※特定個人情報を取り扱う場合*

|  |
| --- |
| *（特定個人情報保護）*  *第〇条　約款第28条（個人情報保護）第1項ないし第4項の規定は、受注者が本契約において特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指す。以下同じ。）に係る関係事務を実施する場合について準用する。この場合において、同項中「個人情報」とあるのは「特定個人情報」と読み替えるものとする。*  *２　前項の場合において、受注者は、前項に定めるもののほか、業務従事者等が前項に違反したときは、業務従事者等及び受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知するものとする。*  *３　第1項が準用する第28条第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。* |

*※情報システムに関する内容を含む契約に該当する場合[[4]](#footnote-5)*

|  |
| --- |
| *（情報システムに関する業務における情報セキュリティ）*  *第〇条　受注者は、契約締結後速やかに、発注者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面を提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得なければならない。*   1. *受注者企業若しくはその従業員、再委託先企業若しくはその従業員又はその他の者によって、情報システムに機構の意図せざる変更が加えられないための管理体制* 2. *受注者の資本関係、役員等の情報、本契約業務の実施場所並びに業務責任者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）及び研修実績等)、実績及び国籍*   *２　受注者は、前項第1号の管理体制を遵守しなければならない。* |

（共通仕様書の変更）

第４条　本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更する。

*【共通仕様書変更の追加：「※」に該当する契約は、（１）以降の記載を追加します。該当しない場合は、上記第4条を削除します。】*

*※「QCBS－ランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****実費精算を含む契約の場合****。*

|  |
| --- |
| *（１）共通仕様書第6条（業務計画書）*  *第1項第2号⑤を削除する。* |

* *「QCBS－ランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****ランプサム金額のみの契約の場合****（契約書の構成から附属書Ⅲ契約金額内訳書を削除、精算報告書の提出不要）。*

|  |
| --- |
| *（１）共通仕様書第6条（業務計画書）*  *第1項第２号⑤を削除する。*  *（２）共通仕様書第26条（契約金額精算報告書）を削除する。* |

*※ 契約期間を分割して個別に契約書を締結する場合。*

|  |
| --- |
| *（契約の分割）*  *第○条　発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第１期に係る業務であることを確認する。*  *（１）第１期：2020年8月～2021年12月*  *（２）第２期：2022年1月～2022年12月*  *（３）第３期：2023年1月～2024年7月*  *２　発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第２期及び第３期に係る業務について、本契約の終了後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結して実施するものとする。* |

*※ 技術研修等支援業務を別の契約書に基づき実施する場合。*

|  |
| --- |
| *（技術研修等支援業務）*  *第〇条　発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている技術研修又は招へい事業にかかる支援業務（以下「研修等支援業務」という。）の実施に当たっては、研修等支援業務の開始に先立って、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書（以下本条で「研修等支援業務契約」という。）を締結して実施するものとする。*  *２　研修等支援業務契約には、以下の各号の研修等支援業務が含まれる。*   1. *第１回本邦研修（2020年8月）* 2. *第２回本邦研修（2021年8月）* 3. *第３回本邦研修（2022年10月）* |

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

*【電子契約の場合】*

*本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。*

*なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。*

（西暦で記入）年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者  東京都千代田区二番町５番地２５  独立行政法人国際協力機構  契約担当役  　理　事　○○　○○ | 受注者[[5]](#footnote-6)  ＜住所＞  ＜組織名＞  ＜代表者役職名＞　○○　○○ |

1. 事業実施・支援業務にて、業務実施地が「日本」となる場合は課税契約となるため、消費税及び地方消費税を計上すること。なお、業務実施地が海外の場合も、不課税契約であることを示すため、「0円」として記載すること（記載を省略しないこと）。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体代表者［組織名］とする。 [↑](#footnote-ref-3)
3. ランプサム金額のみの契約は附属書Ⅲ「契約金額内訳書」を削除します。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 「情報システムに関する内容を含む契約」とは、以下のいずれかに該当するものを指します。委託業務を実施するために委託先が構築・運用する情報システム（当該情報システムにてクラウドサービス 及び業務委託サービス （クラウドサービス等）を利用する場合も含む）を用いる場合（主目的がシステム以外）、または委託する業務内容に情報システムに関する業務委託（情報システムの開発・構築又は運用・保守、アプリケーション・コンテンツの開発）を含む場合（主目的がシステム） [↑](#footnote-ref-5)
5. 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体とし、代表者及び構成員すべての住所、会社名、役職名、代表者名および押印が必要となる。 [↑](#footnote-ref-6)